

申立時に必要な郵便切手の一覧表(家事調停・人事訴訟)

釧路家庭裁判所版(令和6年10月現在)

手続関係者の人数や個別の申立ての内容などによって、増額又は減額して提出していただくことがあります。

家事調停の申立て					
夫婦関係や男女関係に関する調停の申立て	500円	110円	50円	10円	合計
夫婦関係調整調停(離婚)		7	2	4	910
夫婦関係調整調停(円満)		7	2	4	910
内縁関係調整調停		7	2	4	910
婚姻費用の分担請求調停(※)		7	2	4	910
財産分与請求調停(※)		7	2	4	910
年金分割の割合を定める調停(※)		7	2	4	910
慰謝料請求調停		7	2	4	910
離婚後の紛争調整調停		7	2	4	910
協議離婚無効確認調停	4	11	1	2	3,280
親族関係に関する調停の申立て	500円	110円	50円	10円	合計
親族関係調整調停		7	2	4	910
扶養請求調停(※)		7	2	4	910
子どもに関する調停の申立て	500円	110円	50円	10円	合計
親権者変更調停(※)		7	2	4	910
養育費請求調停(※)		7	2	4	910
面会交流調停(※)		7	2	4	910
子の監護者の指定調停(※)		7	2	4	910
子の引渡し調停(※)		7	2	4	910
親子関係不存在確認調停	4	11	1	2	3,280
嫡出否認調停	4	11	1	2	3,280
認知調停	4	11	1	2	3,280
離縁調停		7	2	4	910
相続に関する調停の申立て	500円	110円	50円	10円	合計
遺産分割調停(※)		7×相続人数分	2×相続人数分	4×相続人数分	910×相続人数分
寄与分を定める処分調停(※)	180円切手×相続人数分				
特別の寄与に関する処分調停(※)		7×相続人数分	2×相続人数分	4×相続人数分	910×相続人数分
遺留分減殺による物件返還請求調停 (令和元年7月1日より前に開始した相続に限る)		7	2	4	910
遺留分侵害額の請求調停 (令和元年7月1日以降に開始した相続に限る)		7	2	4	910
遺産に関する紛争調整調停		7	2	4	910

※印の申立てについては、1, 220円分の切手2組又は相続人数分(相手方人数分)が追加になることがあります。

人事訴訟の申立て					
人事訴訟の訴え提起	500円	110円	50円	10円	合計
離婚	8	13	2	2	5,550